



平成 29 年 11 月 15 日

各 位

上場会社名 井村屋グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大西 安樹  
(コード番号 2209 東証・名証第二部)  
問合せ先 代表取締役副社長部門統括 中島 伸子  
(TEL 059-234-2146)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 15 日開催の臨時取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。また、同時に株式会社名古屋証券取引所より、名古屋証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部銘柄指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【本資金調達背景と目的】

当社グループは、明治 29 年に井村和蔵が菓子の製造を始め、昭和 22 年に法人組織へ改組して以来、特色経営にこだわり、「ようかん類」や「氷みつ」、「あずきバー」や「肉まん・あんまん」など、菓子・食品・冷菓等の製造・販売を主とする流通事業を中心に展開してまいりました。流通事業においては、あずきの加工技術の強みを活かしながら、「Next New」(次の新は何か?)をテーマに新商品の開発、導入に取り組むとともに、各カテゴリーで積極的な販売促進活動を行っております。冷菓カテゴリーにおいては、主力商品「あずきバー」シリーズに加え、新ブランドに育った「やわもちアイス」シリーズや特色ある原料とのコラボ商品「クリームチーズアイス」シリーズの商品開発を行う等、更なる拡大を目指しております。「肉まん・あんまん」類の点心・デリカテゴリーでは新たに点心・デリ工場が竣工し、付加価値の高い商品提案や新ジャンルの「ベイクド・デリ」シリーズを発売し、成長戦略を展開しております。

流通事業以外にも、昭和 54 年に発足した調味料事業では、各種調味料素材の製造・販売を行っております。生産技術を活用して、お客様のニーズに対応した新商品を提案し、OEM生産から昨今ではODM (Original Design Manufacturing) 市場に向けて積極的な提案を行い、新規販売先の開拓により事業を拡大してまいりました。また、B to B 事業の一体化に向け、本年 4 月 1 日より井村屋フーズ株式会社として新たにスタートしております。

さらに、海外にも事業を展開し、流通事業においては、中国で「井村屋 (北京) 食品有限公司 (中国北京市)」が中国国内でのカスタラ等の製造・販売と輸出を行い、米国では「IMURAYA USA, INC. (米国カリフォルニア州アーバイン市)」がアメリカ国内で冷菓事業を展開しております。調味料事業においても、「北京京日井村屋食品有限公司 (中国北京市)」と「井村屋 (大連) 食品有限公司 (中国大連市)」が中国およびアジアでの粉末調味料市場拡大に向け事業活動を行っております。

当社グループは今年度、創業 120 年、会社設立 70 周年、持株会社移行 7 年目となるエポックイヤーを迎えました。また、中期 3 カ年計画「One imuraya 2017」の最終年度であり、周年のテーマを“挑む! (Challenge)”として、「変わる (Change)」「創る (Create)」「つなげる (Continue)」の 3 つの C を実践し、経営実行項目である「リスクマネジメントの実践による新たな BCP の確立」と「生産性の向上」に取り組む、経営目標の達成と着実な成長に向け事業活動を展開してまいりました。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

このような状況のもと、当社グループは、更なる成長に向けた資金の確保と資本増強による財務体質の一層の強化を目的として、新株式発行及び自己株式の処分による資金調達を行うことを決議いたしました。当該新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、お客様へ更なる付加価値を提供するため、当社グループの特色である、あずき関連商品の更なる進化に向けて、伝統に培われた技術と新技術の融合を図り、価値、特色を向上した商品を生産する“あずき加工の基幹工場”の建設を目的として、主に当社グループの本社（三重県津市）に隣接するN T T印刷株式会社から当社が購入し、井村屋株式会社が使用する工場建物の改装資金及び菓子食品製造設備や冷菓製造設備の増設のための設備投資資金に充当する予定です。本資金調達を通じて、お客様満足を向上し、当社グループの事業拡大及び収益力の強化を図ると共に、更なる成長に向けた財務基盤の強化を図ってまいります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 114,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 11 月 27 日(月)から平成 29 年 11 月 29 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 29 年 12 月 6 日(水)
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長 浅田 剛夫に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 886,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格 (1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格 (募集価格) は一般募集における発行価格 (募集価格) と同一とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格 (募集価格) と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成29年12月6日(水)。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長 浅田 剛夫に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し) (後記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 150,000株  
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定 (発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格 (募集価格) 及び処分価格 (募集価格) と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長 浅田 剛夫に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### 4. 第三者割当による新株式発行 (後記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 150,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成29年12月25日(月)  
( 申 込 期 日 )
- (6) 払 込 期 日 平成29年12月26日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長 浅田 剛夫に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成29年11月15日（水）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年12月26日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年12月19日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,822,200株	(平成29年11月15日現在)
公募増資による増加株式数	114,000株	
公募増資後の発行済株式総数	12,936,200株	
第三者割当増資による増加株式数	150,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	13,086,200株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	886,700株	(平成29年11月15日現在)
自己株式の処分による減少株式数	886,000株	
自己株式の処分後の自己株式数	700株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 2,233,932,000 円については、2,070,000,000 円を当社連結子会社である井村屋株式会社への投融資資金に、163,932,000 円を当社連結子会社である井村屋フーズ株式会社への投融資資金に充当する予定であります。

井村屋株式会社への投融資資金については、平成30年6月末までに380,000,000 円を当社本社工場隣接地のNTT印刷株式会社から当社が購入した井村屋株式会社が使用する工場建物の改装のための設備投資資金に、平成30年8月末までに690,000,000 円を菓子食品製造設備の増設を目的とした設備投資資金に、平成31年9月末までに1,000,000,000 円を冷菓製造設備の増設を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

井村屋フーズ株式会社への投融資資金については、平成31年3月末までに163,932,000 円を工場建物の建設及び冷菓製造設備の更新を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額合計上限が2,560,000,000 円を超過した場合には、2,070,000,000 円を井村屋株式会社への投融資資金に、490,000,000 円を井村屋フーズ株式会社への投融資資金にそれぞれ充当し、平成30年3月末までに残額を当社の短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

本手取金につきましては、具体的な充当期までは、当社の銀行預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成29年11月15日現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成29年9月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
井村屋グループ㈱ (提出会社)	本社事務所 (三重県津市)	全社共通	基幹システム他	492,500	85,010	自己資金 借入金	29年4月	30年3月	生産性向上 作業環境の改善
井村屋㈱ (連結子会社)	工場他 (三重県津市)	流通事業	菓子食品製造設備 冷菓製造設備 加温製造設備他	4,738,050	2,327,397	自己資金 借入金 増資資金及 び自己株式 処分資金	29年4月	31年9月	生産性向上 作業環境の改善
井村屋フーズ㈱ (連結子会社)	工場他 (愛知県豊橋市)	流通事業 調味料事業	食品製造設備及び 調味料製造設備他	991,820	117,223	自己資金 借入金 増資資金及 び自己株式 処分資金	29年4月	31年3月	生産性向上 作業環境の改善

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
IMURAYA USA, INC. (連結子会社)	工場他 (米国 カリフォルニア州 アーバイン市)	流通事業	冷蔵製造設備	250,000	239,659	自己資金 借入金	29年4月	30年3月	生産性向上 作業環境の改善

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の連結子会社であった井村屋シーズニング株式会社は、平成29年4月1日付で同じく当社の連結子会社である日本フード株式会社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。また、平成29年4月1日付で日本フード株式会社は、井村屋フーズ株式会社に商号変更しました。

(2) 前回調達資金の使途の変更  
該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響  
今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務基盤の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

## 5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営環境及び収益見通しを踏まえ、長期的な視野のもとに企業体質の強化と今後の事業展開に備えるため、設備投資資金及び内部留保の確保を図るとともに配当に関しましては安定的配当を基本に考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。  
当社の剰余金配当につきましては、期末配当の年1回を基本配当としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の安定に留意しつつ、経営環境の変化に対応し、将来における持続的な企業成長を図るため、生産性向上を目指した設備投資、商品開発、および新規事業等に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	15.69円	18.38円	59.64円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00円 (-1円)	10.00円 (-1円)	22.00円 (-1円)
実績連結配当性向	63.7%	54.4%	36.9%
自己資本連結当期純利益率	3.5%	4.1%	6.5%
連結純資産配当率	2.2%	2.2%	2.4%

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



- (注) 1. 当社は、平成 28 年 10 月 1 日付で普通株式 2 株につき 1 株の割合で株式併合を行っております。
2. 平成 29 年 3 月期の 1 株当たり連結当期純利益については、平成 29 年 3 月期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定した数値であります。
3. 平成 27 年 3 月期及び平成 28 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金については、当該株式併合前の実績の金額を記載しております。
4. 平成 29 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は、創業 120 年、会社設立 70 周年に伴う記念配当 2 円を含みます。
5. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
6. 自己資本連結利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
7. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
始値	605 円	622 円	639 円 □1,330 円	1,755 円
高値	658 円	697 円	705 円 □2,100 円	2,955 円
安値	585 円	620 円	630 円 □1,311 円	1,540 円
終値	624 円	644 円	701 円 □1,760 円	2,145 円
株価収益率	39.77 倍	35.03 倍	29.51 倍	—

- (注) 1. 平成 30 年 3 月期の株価については、平成 29 年 11 月 14 日（火）現在で表示しております。
2. 平成 28 年 10 月 1 日付で普通株式 2 株につき 1 株の割合で株式併合を行っております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 30 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。
4. 平成 29 年 3 月期の□印は、株式併合（平成 28 年 10 月 1 日付で普通株式 2 株を 1 株に併合）実施後の株価であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当増資又は株式分割による当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であつてもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。